第六号様式別表十三の二(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書 (法第72条の2第1項第1号・第3号 に掲げる事業)

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・　・
対象法人の別	被合併法人等(名称：　　)・当該法人	支配関係発生日	・　・

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 (被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算 時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 (①の金額)	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と(⑥－⑦)のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と(⑧－⑩)のうち少ない金額)	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④
		①	②	③	④	⑤
・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
・　・	欠損金額等・災害損失金					
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合		
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 (支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤)	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 (⑬の金額を⑥の古いものから順次振当)	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 (⑭の金額を⑨の古いものから順次振当)
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・　・	欠損金額等・災害損失金	円	円	内　円	円	円
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
・　・	欠損金額等・災害損失金			内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 (㉒の(イ)－㉓の(イ))－(㉒の(ロ)－㉓の(ロ))	⑪	円	制限対象金額 ⑫－⑪	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額　⑥の計	⑫		簿価純資産超過額 (㉒の(ロ)－㉓の(ロ))－(㉒の(イ)－㉓の(イ))	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資産				資産				負債			
名称等		時価(イ)	帳簿価額(ロ)	名称等		時価(イ)	帳簿価額(ロ)	名称等		時価(イ)	帳簿価額(ロ)
	⑮	円	円		⑲	円	円		㉓	円	円
	⑯				⑳				㉔		
	⑰				㉑				㉕		
	⑱			計	㉒			計	㉖		

第6号様式別表13の2記載要領

1　この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)第1条の規定による改正前の法人税法施行令(以下この記載要領において「読替え後の令和2年旧法人税法施行令」という。)第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

2　「法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3　法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4　「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

5　対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。